

第 2 号（令和 7 年 3 月 1 0 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 7 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 7 年 3 月 1 0 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 7 年 3 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 7 年 3 月 1 0 日 午前 1 1 時 3 6 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

欠席議員

10 番 木村 武壽

会議録署名議員の氏名

2 番	谷田	健治	7 番	脇本	尚憲
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	横田	雄大

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	関西	浩二
教 育 長		中田	邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木	秀章
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
税 務 課 長		木田	ゆかり
保 健 医 療 課 長		中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
同和・人権政策課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		寺井	佳孝
企画財政課参事		吉岡	正博

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
総 務 課 長		平間	克則
企 画 財 政 課 長		高江	裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
建 設 課 長		辻井	祐介
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学校教育課参事		北川	拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 7 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 14 号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 15 号 井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 16 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 17 号 井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 18 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 21 号 令和 7 年度井手町一般会計予算
- 第 8 議案第 22 号 令和 7 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 9 議案第 23 号 令和 7 年度井手町水道事業会計予算
- 第 10 議案第 24 号 令和 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第 25 号 令和 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12 議案第 26 号 令和 7 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 13 議案第 27 号 令和 7 年度井手町下水道事業会計予算
- 第 14 議案第 28 号 令和 7 年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日の会議に、木村武壽議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し
上げます。

ただいまから令和7年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治
議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いいた
します。

次に、日程第2、議案第14号、井手町地区計画区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、議案第14号、井手町地区計画区域内に
おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご
説明申し上げます。

井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、大型商業施設「イデフル」の建設
地であります山城多賀駅西側地区について、昨年12月の府南部地域の線引
き定期見直しにおいて、市街化調整区域から市街化区域に編入したことに伴
う条文の整備でありまして、敷地面積に対する建築面積の割合であります建
蔽率が従前の市街化調整区域の建蔽率60%であったものが、近隣商業地域
の建蔽率80%に変わったことから、条文の整備を行うとともに、所要の整
備を行うものであります。

2ページをご覧ください。井手町地区計画区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 3 4 3 1 の 4、別表第 2、第 3 条から第 7 条関係でありまして、下段の多賀流田地区地区整備区域であります。

4 ページをご覧ください。4 ページ中段辺りです。第 5 号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の法施行日及び番号を削除する文言の整備であります。

次に、5 ページをご覧ください。井手大塚地区地区整備計画区域であります。第 1 号、学校教育法の次に、法施行日及び番号を追加する文言の整備であります。

次に、6 ページをご覧ください。山城多賀駅西側地区地区整備計画区域であります。左から 3 列目の行であります。第 3 号、建築基準法施行令の次に、法施行日及び番号を追加する文言の整備であります。

次に、左から 4 列目の行であります。「6 / 1 0」を「8 / 1 0」に改める条文の整備であります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　質問ですが、井手町の都市計画の全体を考えていく上で、「イデフル」のところがこういうふうになるということは理解できますし、井手町の、今回 1 2 月に出されたということで決まったということですが、僕も都計審に出た地図などを見てみたんです。

まず 1 点目は、1 0 分の 8、6 から 8 に広がるわけですが、これは法律上そういうものなのか、それとも 1 0 分の 8 にするというのは井手町で決められることなのかということです。井手町で決められることならば、なぜそういうふうにしたのかということをもまず 1 点目、お聞きしたいと思うんですが、法律上そういうふうになっているんだったらそうなのかなと思うんですが、どういう利点があるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問です。

10分の8の根拠ですけども、都市計画法で、近隣商業地域については60%から80%の範囲で設定することとされています。井手町では、昔は他の近隣商業地域でも80%を設定しておりまして、今回それに合わせて80%とさせてもらったものです。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） もう1点です。この条文改定とは関係ないことで気づいたことがあるので、分かれば教えていただきたいんですが、今見ていますと、この条文のイの部分が今回の率の改定ですよね。その横のエの部分なんです。エの部分は、これ以上狭い範囲の建物は駄目だよという最低を決めている部分だと思うんです。それが115平方メートルというふうになっていると思うんですが、これは今回変わっていないんです。私の理解では、「イデフル」のところでは115平方メートルより広い建物はいいけども、それより狭い建物はいけないということで理解していいんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） お見込みのとおりです。115というのは、あまり細かい範囲で細かい敷地設定して、小さい建築物まで建ってしまうと、この地区の目標に合致しないということで、115としております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 井手町が都計審に出した「イデフル」の上から見たどこにどういう施設、テナントがあつてというところがずっと載っていて、まだ入っていないところ、ただ、郵便局の東を向いて左側はまだ空いているところがあるんです。

なぜこういう質問をしたかといいますと、数日前から「イデフル」のところに精米所が置かれているんです。町道2号の出口に近いところです。ここは明らかに115なんてないんです。100だったら10メートル、10メ

ートルですよ。そんなに大きくありません。この精米所が、町が提案した、決定したのはそんな施設は予定も入っていないですし、この精米所はここという建築物だと思うんです。

建築基本法ではこう書いています。建築物というのは、土地に定着する、土地から離れていないという意味です、工作物で、屋根と柱または屋根と壁があるものを建築物という定義しているんです。ですから、コンテナやバスでぼんと置いてあるというのも建築物というふうに、調べてみたら載っていました。この精米所はこれでいうと建築物に当たるのではないかと。ただし、建築確認が要るかは別問題です、広さによって違うわけですから。だから、建築確認は要らないけども、この条文でいくと、その精米所は建築物だと思うんです。

なぜそういうことか、話題になっているわけです。精米所はＪＡのところにあるわけです。とても近いところにまたできたなど、そういうのをお聞きしたものですから、調べてみたんです。そうすると、今建っている精米所は、見られたことあるかどうか、ほんの数日前から建ってるんです。これは建築物になるのと違うかと。この条例でいうと、あの精米所は抵触するのと違うかと思っているので、ここで答弁すぐできなくていいと思いますが、一度調べていただきたいと思います。その結果、また教えていただけたらと思います。そのことについてどうでしょうか。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 建築基準法の所管である京都府の山城北土木の方に確認はさせてもらうんですけれども、たしか１０平米未満の増築であれば建築確認が必要ないというのがあったと思いますので、その辺りも含めて確認させていただきたいと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第１４号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第１４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第１５号、井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第１５号、井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、下水道法施行令において、公共下水道または流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が定められているところであり、今般、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことにより、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、下水道法施行令の一部改正が行われ、令和７年４月１日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

２ページをお開き願います。井手町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数３５０１の１４、第１０条、除害施設の設置の規定でありまして、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものであります。

それでは、１ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は令和７年４月１日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第15号、井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第16号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第16号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、水道整備管理行政が国土交通省に移管されたことに伴い、国土交通省が所管する下水道設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うため、関係法令の一部改正が行われ、令和7年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

5ページをお開き願います。井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。例規ページ数3667の8、第45条、布設工事監督者の資格の規定でありまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、第1項から7ページの第11号において、資格要件に必要な学科など及び技術上の実務に従事した経験年数等の条文を整備

するものであります。

次に、７ページから９ページにかけての第２項においては、簡易水道事業等についてでありまして、第１項各号の読替規定であります。

次に、１０ページをお開き願います。例規ページ数３６６７の９、第４６条、水道技術管理者の資格の規定でありまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、第１項第１号から１１ページの第８号において、資格要件に必要な学科等及び技術上の実務に従事した経験年数等の条文を整備するものであります。

次に、１２ページの第２項においては、簡易水道等についてでありまして、第１項各号の経験年数を２分の１とする読替規定であります。

４ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第１６号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第１６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第１７号、井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） それでは、議案第17号、井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、退職報償金支給額表を改定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3785の4、別表、退職報償金支給額表（第2条関係）でございまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、当該支給額表の勤務年数に新たに35年以上の区分を追加するものであります。

それでは、1ページをご覧ください。附則であります。第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2ページのところで、今まで30年以上は全体として見ていたのを35年で区分して分けるという改正だと思うんですけども、現在の消防団員の方で30年以上、35年以上ということで除いて、30年台と35年台の方が何名いるか、分かれば伺いたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭）　ただいまの消防団員の年数の該当者の数
でございますけれども、３０年以上３５年未満の方が７名ございまして、３
５年以上の方が１名ございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第１７号、井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第１７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第１７号は原案のお
り可決されました。

次に、日程第６、議案第１８号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一
部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭）　それでは、議案第１８号、井手町消防団
員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申
し上げます。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように
定める。

なお、今回、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部
が改正されたことに伴い、本町非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補
償基礎額等を改定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、３ページをご覧ください。井手町消防団員等公務災害補償条例
の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 3 7 2 8、第 5 条、補償基礎額の規定でありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額の改定及び文言を改正する条文の整備であります。

続きまして、4 ページをご覧ください。例規ページ数 3 7 6 9 の 3、別表、補償基礎額表（第 5 条関係）でございまして、同じく、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により補償基礎額が改定されたことによりそれぞれの額を改めるものであります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則であります。第 1 項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 3 ページです。3 ページの下からずっと次の 4 ページに関わるところで、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定の金額に、第 1 号に該当する扶養親族、その後 2 号からずっと 6 号までこれ読んでみますとあるんですが、その 1 号、2 号、この号はどういう違いがあるのかということ。1 号の方や 2 号の方や 6 号の方、その状況を教えていただきたい。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまの扶養に係る各号の関係でございしますが、区分が 6 号までございまして、第 1 号が配偶者となっております。

続きまして、第 2 号につきましては、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子となっております。

3 号につきましては、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫となっております。第 4 号が 60 歳以上の父母及び祖父母ということでございます。

続いて、第 5 号ですけれども、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日ま

での間にある弟妹ということでございます。

第 6 号につきましては、重度心身障がい者という規定になっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 18 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 18 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 21 号、令和 7 年度井手町一般会計予算から、日程第 14、議案第 28 号、令和 7 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 21 号、令和 7 年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第 21 号、令和 7 年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和 7 年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 54 億 900 万円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方債の規定でございます。地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、8ページをご覧ください。「第2表地方債」であります。

起債の目的、1目総務施設整備事業債、限度額1,350万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2目民生施設整備事業債、限度額3,060万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

3目農林施設整備事業債、限度額1,560万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

4目商工施設整備事業債、限度額390万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

5目土木施設整備事業債、限度額2億3,330万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

6目消防防災施設等整備事業債、限度額7,290万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

7目教育施設整備事業債、限度額6,190万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1款町税、本年度予算額9億5,891万7,000円、比較5,569万7,000円であります。

2 款地方譲与税、本年度予算額 2, 8 0 0 万円、比較 1 0 0 万円であります。

3 款利子割交付金、本年度予算額 6 0 万円、比較 3 5 万円であります。

4 款配当割交付金、本年度予算額 8 0 0 万円、比較 1 0 0 万円であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額 1, 3 0 0 万円、比較 6 0 0 万円であります。

6 款法人事業税交付金、本年度予算額 2, 0 0 0 万円、比較ゼロであります。

7 款地方消費税交付金、本年度予算額 1 億 9, 6 0 0 万円、比較 8 0 0 万円であります。

8 款自動車取得税交付金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

9 款環境性能割交付金、本年度予算額 6 0 0 万円、比較 1 0 0 万円であります。

1 0 款地方特例交付金、本年度予算額 5 2 0 万円、比較 2, 1 8 0 万円の減であります。

1 1 款地方交付税、本年度予算額 1 8 億円、比較 6, 0 0 0 万円であります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、本年度予算額 4 0 万円、比較ゼロであります。

1 3 款分担金及び負担金、本年度予算額 7 2 8 万円、比較 1 1 2 万 4, 0 0 0 円の減であります。

1 4 款使用料及び手数料、本年度予算額 4, 0 3 4 万 9, 0 0 0 円、比較 6 3 万 7, 0 0 0 円の減であります。

1 5 款国庫支出金、本年度予算額 7 億 3, 4 1 7 万 9, 0 0 0 円、比較 2 億 9, 5 6 9 万 3, 0 0 0 円であります。

1 6 款府支出金、本年度予算額 2 億 8, 7 3 0 万 4, 0 0 0 円、比較 3, 0 0 3 万 2, 0 0 0 円であります。

1 7 款財産収入、本年度予算額 2, 6 4 8 万 8, 0 0 0 円、比較 2 億 1, 6 8 8 万 6, 0 0 0 円の減であります。

1 8 款寄附金、本年度予算額 8, 0 0 0 円、比較 2, 0 0 0 円であります。

1 9 款繰入金、本年度予算額 8 億 2, 3 3 9 万 3, 0 0 0 円、比較 5 億 6,

〇〇九万五、〇〇〇円であります。

20款繰越金、本年度予算額500万円、比較ゼロであります。

21款諸収入、本年度予算額1,718万1,000円、比較1,792万2,000円の減であります。

22款町債、本年度予算額4億3,170万円、比較1億2,450万円であります。

以上、歳入合計、本年度予算額54億900万円、比較8億8,500万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、本年度予算額7,037万4,000円、比較128万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の7,037万4,000円であります。

2款総務費、本年度予算額12億3,508万8,000円、比較4,259万4,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1億7,879万2,000円、地方債の1,350万円、その他の3,721万5,000円、一般財源の10億558万1,000円あります。

3款民生費、本年度予算額13億4,696万9,000円、比較1億7,131万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の4億1,203万4,000円、地方債の3,060万円、その他の1,330万5,000円、一般財源の8億9,103万円あります。

4款衛生費、本年度予算額3億9,250万3,000円、比較6,264万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の5,075万1,000円、その他の873万3,000円、一般財源の3億3,301万9,000円あります。

5款労働費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円あります。

6款農林水産業費、本年度予算額1億658万7,000円、比較1,883万2,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,406万2,000円、地方債の1,560万円、その他の470万9,000円、一般財源の6,221万6,000円あります。

7款商工費、本年度予算額6,666万1,000円、比較2万円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の201万5,000円、地方債の3

90万円、その他の1,810万1,000円、一般財源の4,264万5,000円であります。

8款土木費、本年度予算額8億5,945万6,000円、比較3億4,758万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の3億1,001万円、地方債の2億3,330万円、その他の1億5,815万6,000円、一般財源の1億5,799万円であります。

9款消防費、本年度予算額3億8,427万8,000円、比較1億179万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の800万円、地方債の7,290万円、その他の5,620万円、一般財源の2億4,717万8,000円であります。

10款教育費、本年度予算額5億8,094万7,000円、比較1億315万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,891万9,000円、地方債の6,190万円、その他の9,727万2,000円、一般財源の3億9,285万6,000円であります。

11款災害復旧費、本年度予算額303万3,000円、比較23万円、財源内訳といたしまして、一般財源の303万3,000円であります。

12款公債費、本年度予算額3億5,560万3,000円、比較7,324万2,000円、財源内訳といたしまして、その他の3億円、一般財源の5,560万3,000円であります。

13款予備費、本年度予算額750万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の750万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額54億900万円、比較8億8,500万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の10億1,458万3,000円、地方債の4億3,170万円、その他の6億9,369万1,000円、一般財源の32億6,902万6,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、主な事業についてご説明申し上げます。

令和7年度予算参考諸表、5ページをお開き願います。なお、末尾に工事

箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、庁舎等無電柱化対応工事、事業費４５０万円、財源内訳としまして、地方債の４５０万円、事業の概要としまして、庁舎等無電柱化対応工事一式であります。

図対象番号②、事業名、井手応援隊活動拠点運営事業、事業費１，０００万円、財源内訳としまして、地方債の９００万円、一般財源の１００万円、事業の概要としまして、屋根改修、蔵撤去であります。

図対象番号③、事業名、防犯カメラ整備、事業費３００万円、財源内訳としまして、一般財源の３００万円、事業の概要としまして４台であります。

事業名、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、事業費２７５万６，０００円、財源内訳としまして、その他の２７５万６，０００円、事業の概要としまして、第二期事業市町補助金であります。

図対象番号④、事業名、デイサービスセンターろ過装置等取替工事、事業費２，３００万円、財源内訳としまして、地方債の２，３００万円、事業の概要としまして、浴場ろ過装置取替であります。

図対象番号⑤、いづみ人権交流センター体育館空調整備、事業費７００万円、財源内訳としまして地方債の７００万円、事業の概要としまして、体育館空調整備設計業務であります。

図対象番号⑥、事業名、片原山林道改良、事業費３，４００万円、財源内訳としまして、国支出金の８６６万６，０００円、地方債の１，５６０万円、一般財源の９７３万４，０００円、事業の概要としまして、林道舗装、延長１，７４０メートルであります。

図対象番号⑦、事業名、森林整備事業、事業費７１５万円、財源内訳としまして、府支出金の２００万円、その他の１００万円、一般財源の４１５万円、事業の概要としまして、管理棟ウッドデッキ、木柵更新であります。

同じく、図対象番号⑦、事業名、野外活動センター施設整備、事業費３９０万円、財源内訳としまして、地方債の３９０万円、事業の概要としまして、管理棟設備更新、給水施設修繕であります。

図対象番号⑧、事業名、町道２９号線道路改良、事業費１億９，０００万円、財源内訳としまして、国支出金の１億８８６万５，０００円、地方債の６，８５０万円、その他の１，２６３万５，０００円、事業の概要としまして、延長４００メートル、土工ブロック積であります。

図面対象番号⑨、事業名、町道１２号線他道路改良、事業費３億２，７００万円、財源内訳としまして、国支出金の１億３，７００万円、地方債の１億２，３３０万円、その他の６，６７０万円、事業の概要としまして、国道バイパスアクセス道路整備であります。

図面対象番号⑩、事業名、町道１１号線他道路改良、事業費２，３００万円、財源内訳としまして、国支出金の１，２３０万５，０００円、地方債の９６０万円、その他の１０９万５，０００円、事業の概要としまして、延長５０メートルであります。

図面対象番号⑪、事業名、京都山城茶いくるライン事業、事業費２４３万３，０００円、財源内訳としまして、国支出金の１０９万４，０００円、地方債の１２０万円、その他の１３万９，０００円、事業の概要としまして、ルート案内路面標示であります。

図面対象番号⑫、事業名、町内道路舗装、事業費４５０万円、財源内訳としまして、地方債の４５０万円、事業の概要としまして、面積５００平方メートルであります。

図面対象番号⑬、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費１，１２０万円、財源内訳としまして、国支出金の６５９万１，０００円、地方債の４１０万円、その他の５０万９，０００円、事業の概要としまして、点検１１橋、補修１橋であります。

図面対象番号⑭、事業名、下排水路改修、事業費２，２１０万円。財源内訳としまして、地方債の２，２１０万円、事業の概要としまして、４か所、東北組、北赤坂、西垣内、中垣内であります。

図面対象番号⑮、事業名、椿坂公園東屋整備、事業費８００万円、財源内訳としまして、その他の８００万円、事業の概要としまして、東屋１基整備であります。

図面対象番号⑯、事業名、改良住宅等改修、事業費１，１００万円、財源内訳としまして、一般財源の１，１００万円、事業の概要としまして、空き家改修４戸であります。

図面対象番号⑰、事業名、町営住宅傾斜屋根改修、事業費２，７５０万円、財源内訳としまして、国支出金の１，３７５万円、一般財源の１，３７５万円、事業の概要としまして、簡二１０戸であります。

事業名、高規格救急車購入、事業費５，５２０万円、財源内訳としまして、

その他の５，５２０万円、事業の概要としまして、１台であります。

事業名、Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機更新、事業費４３０万円、財源内訳としまして、地方債の４３０万円、事業の概要としまして、１台であります。

事業名、ドローン購入、事業費４１０万円、財源内訳としまして、地方債の４１０万円、事業の概要としまして、２基であります。

事業名、デジタル移動通信システム改修、事業費１，３２０万円、財源内訳としまして、地方債の１，３２０万円、事業の概要としまして、移動系防災行政無線一式であります。

図対象番号⑱、事業名、井手小学校空調整備、事業費１，９８０万円、財源内訳としまして、地方債の１，７８０万円、その他の２００万円、事業の概要としまして、普通教室２室、職員室であります。

図対象番号⑲、事業名、多賀小学校空調整備、事業費２，２００万円、財源内訳としまして、地方債の１，９８０万円、その他の２２０万円、事業の概要としまして、普通教室３室、学校図書館であります。

図対象番号⑳、事業名、泉ヶ丘中学校空調整備、事業費１，６５０万円、財源内訳としまして、地方債の１，４８０万円、その他の１７０万円、事業の概要としまして、職員室、学校図書館、図書館閲覧室であります。

図対象番号㉑、事業名、有王グラウンドトイレ等改修、事業費５５０万円、財源内訳としまして、地方債の５５０万円、事業の概要としまして、便器改修、外壁改修、内部改修であります。

図対象番号㉒、事業名、給食センター施設整備、事業費４５０万円、財源内訳としまして、地方債の４００万円、その他の５０万円、事業の概要としまして、照明改修であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第２２号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第２２号、令和７年度井手町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和７年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出

それぞれ 9 億 8, 1 7 1 万円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。

第 3 条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、4 ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1 款国民健康保険税、本年度予算額 1 億 2, 5 1 7 万 8, 0 0 0 円、比較 1 1 0 万 3, 0 0 0 円であります。

2 款使用料及び手数料、本年度予算額 2 4 万円、比較ゼロであります。

3 款府支出金、本年度予算額 7 億 7, 7 1 4 万 5, 0 0 0 円、比較 2, 4 8 3 万円であります。

4 款財産収入、本年度予算額 4 5 万 3, 0 0 0 円、比較 2 0 万 3, 0 0 0 円であります。

5 款繰入金、本年度予算額 7, 4 2 9 万 1, 0 0 0 円、比較 4 5 万 6, 0 0 0 円の減であります。

6 款繰越金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

7 款諸収入、本年度予算額 4 4 0 万 2, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 9 億 8, 1 7 1 万円、比較 2, 5 6 8 万円であります。

5 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 8 9 5 万 9, 0 0 0 円、比較 6 3 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 8 9 5 万 9, 0 0 0 円であります。

2 款保険給付費、本年度予算額 7 億 2, 3 2 7 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、国府支出金の 7 億 1, 2 0 7 万 1, 0 0 0 円、一般財源の

1, 119万9, 000円であります。

3款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額2億1, 742万円、比較2, 090万5, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の5, 462万9, 000円、一般財源の1億6, 279万1, 000円であります。

4款保健事業費、本年度予算額2, 813万5, 000円、比較401万6, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1, 044万5, 000円、一般財源の1, 769万円であります。

5款公債費、本年度予算額12万5, 000円、比較12万3, 000円、財源内訳といたしまして、一般財源の12万5, 000円であります。

6款諸支出金、本年度予算額180万1, 000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の180万1, 000円であります。

7款予備費、本年度予算額200万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の200万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額9億8, 171万円、比較2, 568万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の7億7, 714万5, 000円、一般財源の2億456万5, 000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第23号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第23号、令和7年度井手町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和7年度井手町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数2, 042戸。2号、年間総給水量70万8, 830立方メートル。3号、1日平均給水量1, 942立方メートル。4号、主要な建設改良事業、配水設備事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。第1款水道事業収益1億3,501万3,000円、第1項営業収益9,913万円、第2項営業外収益3,588万2,000円、第3項特別利益1,000円。

次に、支出であります。第1款水道事業費用1億4,897万円、第1項営業費用1億3,902万3,000円、第2項営業外費用794万5,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費200万円。

次のページをお願いします。第4条、資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,085万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額666万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,419万3,000円で補てんするものとする。）。

収入であります。第1款資本的収入6,350万2,000円、第1項企業債6,100万円、第2項分担金100万円、第3項寄附金1,000円、第4項その他資本的収入1,000円。第5項負担金150万円。

次に、支出であります。第1款資本的支出8,435万9,000円、第1項建設改良費7,609万9,000円、第2項企業債償還金825万9,000円、第3項その他資本的支出1,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額6,100万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格が額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定の支

出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,096万3,000円。

第9条、他会計からの補助金の規定であります。水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は930万円である。

第10条、たな卸資産購入限度額の規定であります。たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和7年度井手町水道事業会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、石綿管布設替工事、事業費2,700万円、財源内訳といたしまして、地方債の2,400万円、一般財源の300万円、事業の概要といたしまして、延長170メートルであります。

図対象番号②、事業名、水道施設光回線化に伴うコンバータ等設置工事、事業費1,900万円、財源内訳といたしまして、地方債の1,700万円、一般財源の200万円、事業の概要といたしまして、機器更新一式であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

この際、暫時休憩します。11時10分まで。

休憩 午前11時01分

再開 午前 11 時 09 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第 24 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第 24 号、令和 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 7 年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7, 180 万 6, 000 円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方債の規定であります。地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 3 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2, 000 万円と定める。

第 4 条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5 ページをお開き願います。「第 2 表地方債」であります。

起債の目的、水道事業債、限度額 3, 000 万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格が額面金額 100 円につき 99 円 50 銭以上とする。利率 8.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40 年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款分担金及び負担金、本年度予算額37万7,000円、比較40万8,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,015万5,000円、比較290万円の減であります。

3款財産収入、本年度予算額8万3,000円、比較6万2,000円であります。

4款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5款繰入金、本年度予算額1,118万7,000円、比較963万9,000円あります。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

7款諸収入、本年度予算額2,000円、比較1,000円の減であります。

8款町債、本年度予算額3,000万円、比較1,000万円あります。

以上、歳入合計、本年度予算額7,180万6,000円、比較1,639万2,000円あります。

次のページをご覧ください。

次に、歳出であります。1款業務費、本年度予算額3,171万2,000円、比較580万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の8万3,000円、一般財源の3,162万9,000円あります。

2款事業費、本年度予算額3,035万円、比較1,000万円、財源内訳といたしまして、地方債の3,000万円、一般財源の35万円あります。

3款公債費、本年度予算額874万4,000円、比較1万2,000円の減、財源内訳といたしまして、その他の154万8,000円、一般財源の719万6,000円あります。

4款予備費、本年度予算額100万円、比較160万円、財源内訳といたしまして、一般財源の100万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額7,180万6,000円、比較1,639万2,000円、財源内訳といたしまして、地方債の3,000万円。その他の163万1,000円、一般財源の4,017万5,000円であり

ます。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号①、事業名、建設事業費、事業費1,100万円、財源内訳といたしまして、地方債の1,100万円、事業の概要といたしまして、水道施設光回線化に伴う機器更新一式であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第25号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第25号、令和7年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,900万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億1,937万9,000円、比較431万8,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2万4,000円、比較ゼロであります。

3款繰入金、本年度予算額3,938万円、比較218万8,000円あります。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5 款諸収入、本年度予算額 2 2 万 4, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 1 億 5, 9 0 0 万 8, 0 0 0 円、比較 6 5 0 万 6, 0 0 0 円であります。

5 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 2 2 8 万 8, 0 0 0 円、比較 4 2 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 2 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 2 2 6 万 4, 0 0 0 円であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額 1 億 5, 6 4 1 万円、比較 6 0 7 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 億 1, 9 3 9 万円、一般財源の 3, 7 0 2 万円であります。

3 款諸支出金、本年度予算額 2 1 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の 2 1 万円であります。

4 款予備費、本年度予算額 1 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 1 億 5, 9 0 0 万 8, 0 0 0 円、比較 6 5 0 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 億 1, 9 6 2 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 3, 9 3 8 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第 2 6 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第 2 6 号、令和 7 年度井手町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和 7 年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 0 億 3, 0 2 4 万円と定める。2 項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 3 0 万 1, 0 0 0 円と定める。3 項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5, 0 0 0 万円と定める。

第 3 条、歳入歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第 2 2 0 条第

2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億7,350万9,000円、比較781万7,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4万3,000円、比較ゼロであります。

3款国庫支出金、本年度予算額2億5,703万3,000円、比較2,842万3,000円であります。

4款支払基金交付金、本年度予算額2億5,947万円、比較2,224万9,000円であります。

5款府支出金、本年度予算額1億4,047万9,000円、比較1,004万1,000円であります。

6款財産収入、本年度予算額9万1,000円、比較6万2,000円あります。

7款繰入金、本年度予算額1億9,960万8,000円、比較2,597万5,000円あります。

8款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

9款諸収入、本年度予算額6,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額10億3,024万円、比較9,456万7,000円あります。

次に、6ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額1,584万1,000円、比較66万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の4万3,000円、一般財源の1,579万8,000円あります。

2款保険給付費、本年度予算額9億3,491万2,000円、比較8,126万6,000円、財源内訳としまして、国府支出金の3億7,857万8,000円、その他の4億2,823万9,000円、一般財源の1億2,809万5,000円あります。

３款地域支援事業費、本年度予算額 7, 8 3 7 万 4, 0 0 0 円、比較 1, 2 5 6 万 5, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 8 9 3 万 4, 0 0 0 円、その他の 1, 6 7 4 万円、一般財源の 4, 2 7 0 万円であります。

４款基金積立金、本年度予算額 9 万 1, 0 0 0 円、比較 6 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 9 万 1, 0 0 0 円であります。

５款公債費、本年度予算額 1 万 1, 0 0 0 円、比較 1 万円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 万 1, 0 0 0 円であります。

６款諸支出金、本年度予算額 1 万 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 万 1, 0 0 0 円であります。

７款予備費、本年度予算額 1 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 1 0 億 3, 0 2 4 万円、比較 9, 4 5 6 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 億 9, 7 5 1 万 2, 0 0 0 円、その他の 4 億 4, 5 1 1 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 1 億 8, 7 6 1 万 5, 0 0 0 円であります。

次に、２０ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。１款サービス収入、本年度予算額 2 3 0 万円、比較ゼロであります。

２款繰越金、本年度予算額 6 0 0 万円、比較 1 0 0 万円であります。

３款諸収入、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 8 3 0 万 1, 0 0 0 円、比較 1 0 0 万円あります。

次に、２１ページをご覧ください。

歳出であります。１款サービス事業費、本年度予算額 2 3 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の 2 3 0 万円あります。

２款諸支出金、本年度予算額 6 0 0 万円、比較 1 0 0 万円、財源内訳といたしまして、一般財源の 6 0 0 万円あります。

３款予備費、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 0 0 0 円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額 8 3 0 万 1, 0 0 0 円、比較 1 0 0 万円、

財源内訳といたしまして、その他の２３０万円、一般財源の６００万１，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第２７号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第２７号、令和７年度井手町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第１条、総則の規定であります。令和７年度井手町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

１号、処理区域面積２１２ヘクタール。２号、処理区域内人口６，８５３人。３号、年間総処理水量１４１万６，０００立方メートル。４号、１日平均処理水量３，８７９立方メートル。５号、主要な建設改良事業、面整備事業、改築更新事業。

第３条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。第１款下水道事業収益３億７，７０３万２，０００円、第１項営業収益１億７，７１８万２，０００円、第２項営業外収益１億９，９８５万円。

次に、支出であります。第１款下水道事業費用３億７，８０３万２，０００円、第１項営業費用３億４，４８１万４，０００円、第２項営業外費用３，２２１万８，０００円、第３項予備費１００万円。

次のページをお開き願います。第４条資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９，３６３万８，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，４２５万１，０００円、過年度分損益勘定留保資金７，９３８万７，０００円で補てんするものとする。）。

収入であります。第１款資本的収入２億３，２８１万３，０００円、第１項企業債１億１，５３０万円、第２項他会計負担金６，８２１万３，０００

円、第3項補助金4,930万円。

次に、支出であります。第1款資本的支出3億2,645万1,000円、第1項建設改良費1億5,683万5,000円、第2項企業債償還金1億6,961万6,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額1億1,530万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格が額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は1億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定の支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,637万円。

第9条、他会計からの補助金の規定であります。水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億3,434万2,000円である。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和7年度井手町下水道事業会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、改築更新事業、事業費1,500万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の640万円、地方債の860万円、事業の概要といたしまして、マンホール形式ポンプ場1か所であります。

図対象番号②、事業名、面整備事業、事業費2,000万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の440万円、地方債の1,560万円、事業の概要といたしまして、二本松地区延長110メートルであります。

図対象番号③、事業名、合藪ポンプ場設備改修等事業、事業費2,000万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,000万円、地方債の1,000万円、事業の概要といたしまして、耐震補強工事他一式であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第28号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第28号、令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ329万6,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款財産収入、本年度予算額36万3,000円、比較

6 万 9, 0 0 0 円の減であります。

2 款使用料及び手数料、本年度予算額 2, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

3 款寄附金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

4 款繰入金、本年度予算額 2 7 2 万 8, 0 0 0 円、比較 2 7 万 5, 0 0 0 円の減であります。

5 款繰越金、本年度予算額 2 0 万円、比較ゼロであります。

6 款諸収入、本年度予算額 2, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 3 2 9 万 6, 0 0 0 円、比較 3 4 万 4, 0 0 0 円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 2 4 8 万円、比較 3, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 4 8 万円であります。

2 款衛生費、本年度予算額 6 9 万円、比較 2 8 万 3, 0 0 0 円の減であります。財源内訳といたしまして、一般財源の 6 9 万円であります。

3 款諸支出金、本年度予算額 2 万 6, 0 0 0 円、比較 5 万 8, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 2 万 6, 0 0 0 円であります。

4 款予備費、本年度予算額 1 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 3 2 9 万 6, 0 0 0 円、比較 3 4 万 4, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 2 万 6, 0 0 0 円、一般財源の 3 2 7 万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本 8 件については、議員全員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、日程第 7、議案第 2

1号、令和7年度井手町一般会計予算から、日程第14、議案第28号、令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長までご報告願います。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には田中保美議員、副委員長には小割直彦議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月21日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時36分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 脇 本 尚 憲